

建設工事の請負契約をめぐる紛争

(申請)

(受理)

中央審査会(国土交通省)

- ・当事者の一方又は双方が国土交通大臣許可の建設業者の場合
- ・当事者の双方が建設業者で、許可した都道府県知事が異なる場合

都道府県審査会

- ・当事者の一方のみが建設業者で都道府県知事の許可業者の場合
- ・当事者の双方が建設業者で許可した都道府県知事が同一の場合など

(審理)

委員

- ・弁護士などの法律委員
- ・建築、土木などの技術委員
- ・行政経験者などの一般委員

(主張)  
申請人  
(証拠)

(主張)  
被申請人  
(証拠)

あっせん 調停 仲裁

紛争解決へ